

## 賞罰規則

### (目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）学則第36条及び第37条に規定する賞罰の実施に関し必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

### (表彰)

第2条 学校長は、修学期間を通して特に優れた成果を修めた学生に対し、運営会議の議を経て、澤田善郎記念賞を卒業時に授与する。

### (懲戒)

第3条 学校長は、本校の規定に反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対し、運営会議の議を経て、次の各号に掲げる懲戒をする。

- (1) 訓告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求める。
  - (2) 停学 一定期間、あるいは無期限に学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。
  - (3) 除籍 学生としての身分をはく奪する。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学期間は在学期間を含め、修業年限に含めないものとする。ただし、当該期間が一月を超えない場合には、修業年限に含むことができる。
- 3 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。
- (1) 非違行為の動機、態度及び結果
  - (2) 故意又は過失の別及びその程度
  - (3) 過去の非違行為の有無
  - (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

### 附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。